

令和4年4月7日

報道各位

勝山市総務課

勝山市が作成する様式の性別記載欄の廃止について

令和4年4月1日から行政手続きに係る性別記載欄を原則廃止します。

記

(1) 趣旨

性的マイノリティの方々の中には、性別記載欄が男女の二択であった場合、こころの性と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と外見上の性が異なるために手続きの際に再確認されるなど、精神的な苦痛を感じられる方がおられます。

そこで、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた取り組みの一環として、各種様式において、不要な性別記載欄の廃止を行うものです。

(2) 廃止方針

申請書、通知書、アンケート等の勝山市が作成する様式（受領、配布関わらず）に業務上、性別情報が必要な場合を除き、性別記載欄は設けないこととします。

ただし、国・県など市以外の機関が法令等において様式を定めており、市に裁量の余地がないものを除きます。

(3) 性別記載欄を廃止したもの

性別記載欄のある153様式のうち106様式を削除

問い合わせ先

勝山市総務課（市役所2階）

行政係 深見、鳥山、長谷川、山田

TEL_0779-88-1116